

事業所承認規則

規則

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 19 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1.を次のように改める。

1.1.1 適用

-1. 本編の規定は、次に掲げる事業所に対して適用する。

- (1) 板厚計測事業所
- (2) 水中検査事業所
- (3) 無線検査事業所
- (4) 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の性能試験事業所
- (5) 消防設備及び呼吸具の検査及び整備事業所
- (6) 救命設備の整備事業所
- (7) 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験事業所
- (8) 塗装システムの認定試験事業所（塗料メーカーにおいて、クロスオーバー試験を行う場合、当該塗料メーカーを含む）
- (9) 救命艇，救助艇，進水装置及び離脱装置の保守，詳細点検，作動試験，開放及び修理事業所
- (10) ロールオン・ロールオフ船のバウドア，スタンドア，サイドドア及び内扉の検査事業所
- (11) 低位置照明装置の輝度測定事業所
- (12) 一般非常警報装置及び船内通報装置の音圧レベル計測事業所
- (13) 騒音計測事業所
- (14) メンブレン方式の液化ガスばら積船における一次及び二次防壁のガス密レベルの検査事業所
- (15) 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所
- (16) 電線貫通部の検査事業所

(16) 前(1)から(15)以外の事業所

-2. 前-1.(1)から(15)に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本 3 編の該当規定にも適合しなければならない。

-3. 前-1.(16)に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本会の適当と認める規定に適合しなければならない。

-4. 前-1.(1)から(15)に掲げる事業所にあつては、複数のサービスステーションが単一の会社所有される場合には、1.2.5-6.から-9.に規定による場合を除き、事業所ごとに審査及び承認を受けなければならない。

17 章として、次の 1 章を加える。

17 章 電線貫通部の検査事業所

17.1 一般

17.1.1 適用

本章の規定は、移動式海洋構造物又は船舶の船上の電線貫通部の関連の認定及び製造者による施工手引きへの適合（貫通する電線の種類、貫通部の寸法、充填率及び防熱の詳細等について）の検査を行うサービス提供事業所に適用する。

17.1.2 承認

-1. 本章の手順は、電線貫通部及び船舶の製造者が事業所として検査を行う場合にも同様に適用される。

-2. 電線貫通部の検査に従事する事業所は、サービスを提供する型式及び種類ごとの貫通部の検査に関する資格を有し、訓練及び認可に関する確立されたシステムに従って認可されている又は承認されていることを証明できる文書を提供しなければならない。

-3. 製造者が廃業している場合又は技術サポートの提供を終了している場合には、事業所は、該当の電線貫通部に関する事前の認可及び／又は長期の経験及び証明された専門知識に基づき、認可された事業所として認可を得ることができる。

17.2 品質システム

17.2.1 人員の資格及び教育等

-1. 資格

人員は、本会が適当と認める国家規格、国際規格又は業界基準もしくは製造者により確立された認定プログラムに従って、従事するサービスについて文書による認定を受けるため、訓練されなければならない。ただし、いずれの場合にも、人員を認定するためのプログラムは、サービスを提供する装置の型式及び種類ごとに、本条の規定に基づくものとしなければならない。

-2. 教育及び訓練

(1) 人員に初回の認定証明書を発行するための訓練は、少なくとも次の(a)から(d)に掲げる項目について文書化したものを使用して実施しなければならない。

(a) 電線貫通部の検査に関する手順及び指示

(b) 電線貫通部（初回施工時及び就航後船舶に設けられたもの）にしばし見受けられる不具合

(c) 国際条約を含む関連規則及び規制

(d) 電線貫通部（初回施工時及び就航後船舶に設けられたもの）の水密性電線貫通部記録書における報告作成手順

(2) 人材の教育及び訓練には、認定を受ける人員が実際の電線貫通部を用いた検査に関する実践的かつ技術的な訓練を含める必要がある。技術訓練には、電線貫通部の分解、再組み立て及び調整に関する技術を習得するための訓練を含める必要がある。座学訓練には、認定を受けている経験豊富な熟練者の監督の下、認定を受けるサー

ビスに関する実地経験を得るための補習を含める必要がある。

-3. 初回の証明書及び証明書の更新

事業所は、初回の証明書の発行及び証明書の更新の際に、人員の認定のため、電線貫通部を使用した訓練において人員が十分な能力を有することが評価されたことが確認された旨の文書を本会に提出しなければならない。

-4. 更新のための訓練

事業所は、証明書を更新する際に、人員に対して復習のための訓練を行わなければならない。

17.2.2 事業所への要件

-1. 事業所は、次の(1)から(2)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

(1) 製造者により提供される情報、マニュアル、指示書、訓練手引書等

(2) 電線貫通部の施工及び保守にあたり適切とされるすべての状態を示した型式承認証書

-2. 事業所は、十分な工具及び装置の製造者の指示書に規定される特別な工具（船上において作業を行うために必要となる持運び式の工具を含む。）を利用できるように所持しなければならない。

17.3 本会への報告

17.3.1 報告

事業所は、検査の完了に伴い、電線貫通部の状態を確認した旨の報告を発行するとともに、検査の結果を水密性電線貫通部記録書に記録しなければならない。

附 則

1. この規則は、2021 年 7 月 1 日から施行する。